

CASBEE 建築評価認証申請要領

ビューローベリタスジャパン株式会社

目次

| | |
|-------------------------|---|
| 1. CASBEE の概要 | 2 |
| 2. 対象建築物..... | 2 |
| 3. 申請者及び資料の作成者..... | 2 |
| 4. 使用する CASBEE ツール..... | 2 |
| 5. 手続きの流れ..... | 3 |
| 6. 申請図書等..... | 4 |
| 7. 申請の取り下げ..... | 7 |
| 8. お問い合わせ先..... | 7 |

1. CASBEE の概要

「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建築物を環境性能で評価し、格付けする手法です。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムです。CASBEE による評価では、S、A、B⁺、B⁻、C ランクという 5 段階の格付けが与えられます。

2. 対象建築物

評価対象は、戸建住宅を除く延べ面積が 300 m²以上の建築物です。

表-1 適用対象用途

| 用途区分 | 用途名 | 含まれる用途 |
|--------|------|--|
| 非住宅系用途 | 事務所 | 事務所、庁舎、郵便局など |
| | 学校 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など |
| | 物販店 | 百貨店、マーケットなど |
| | 飲食店 | 飲食店、食堂、喫茶店など |
| | 集会所 | 公会堂、集会場、図書館、博物館、ポーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など |
| | 工場 | 工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など |
| 住宅系用途 | 病院 | 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど |
| | ホテル | ホテル、旅館など |
| | 集合住宅 | 集合住宅（戸建は対象外） |

3. 申請者及び資料の作成者

申請者は、原則として申請対象建築物の建築主とします。ただし申請対象建築物の建設や所有に対して十分責任を負う立場にある者の場合には、この限りではありません。

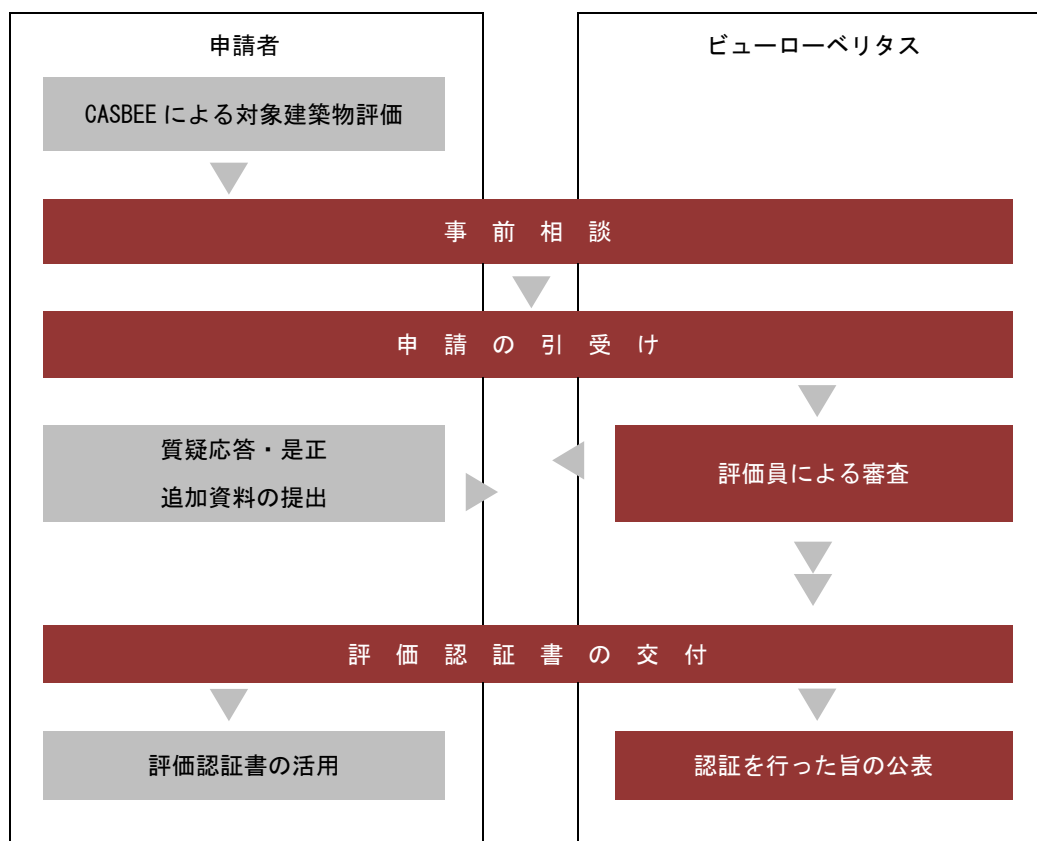
また、申請資料は、CASBEE 評価員登録制度要綱第 9 条に定めるところにより申請時に登録されている CASBEE 建築評価員が評価を行い作成されていることが必要です。

4. 使用する CASBEE ツール

- 1) 設計時、建設時及び竣工後 3 年までの期間については、CASBEE-建築（新築）を用いて評価することができます。

- 2) 竣工後 1 年以上経過した建築物については、CASBEE-建築（既存）により評価することが可能です。
 - 3) CASBEE-建築（改修）については、大規模改修を行う際の改修前の状態及び改修設計の内容に基づいて評価することができ、竣工後 1 年以上経過していることが条件となります。
 - 4) 複合用途建築物の場合には、用途ごとに評価を行い、それらを合算して建物全体の評価結果を得る必要があります。用途ごとの単一用途建築物として評価した結果と複合用途スコアシートへの入力結果との両方が必要となります。
- ※ 使用する評価ソフトは、原則としてその時点で最新のものとし、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）の CASBEE ホームページからダウンロードできます。

5. 手続きの流れ



1) 事前相談

申請にあたっては、ビューローベリタスの CASBEE 担当者に事前相談を行ってください。事前相談では、申請内容、申請関係図書、及びスケジュール等について確認をさせていただきます。

2) 申請の引受け

「6.申請図書等」を参考に申請関係図書（正・副の計2部）を作成いただき、ご提出ください。ご提出は、各事務所への持参か、又は新橋への郵送・宅配便等にてお願いいたします。資料に不足がある場合や誤りがある場合には、申請は受理できませんのでご注意ください。受付後には評価認証手数料の請求書を発行いたします。

申請関係図書に不備や記載事項の漏れがある場合には受付できない場合がありますので、ご了承ください。

3) 手数料の支払い

申請引受け後、評価認証手数料を請求させていただきますので、指定された期日までに所定の銀行にお振込みください。なお、振込手数料は申請者負担とさせていただきます。

4) 評価員による審査

審査は、必要に応じ申請者へのヒアリング及び現地調査等を実施いたします。評価認証においての疑問点や指摘事項などは、E-mailやFax等で通知いたしますので、速やかに回答書（必要に応じて評価員と相談の上、追加資料を添付するなど）をご提出ください。

5) 評価認証書の交付

審査終了後、CASBEE 建築評価認証書（BVJ-第3-1号様式）及びCASBEE 認証マーク（認証票）を申請者に交付し、副本を返却いたします。

6) 評価認証の公表

評価認証書交付後、事前に所定の手続きを経た上で、ビューローベリタス及びIBECのホームページにて評価認証を行った旨を公表いたします。公表内容は以下の通りです。

- | | |
|-------------|---------|
| ①認証機関名 | ②評価認証番号 |
| ③建築物の名称 | ④認証日 |
| ⑤認証有効期限 | ⑥申請者 |
| ⑦建設地/所在地 | ⑧建物用途 |
| ⑨評価ツール/評価段階 | ⑩評価ランク |
| ⑪評価結果書 | |

6. 申請図書等

1) 申請図書の体裁

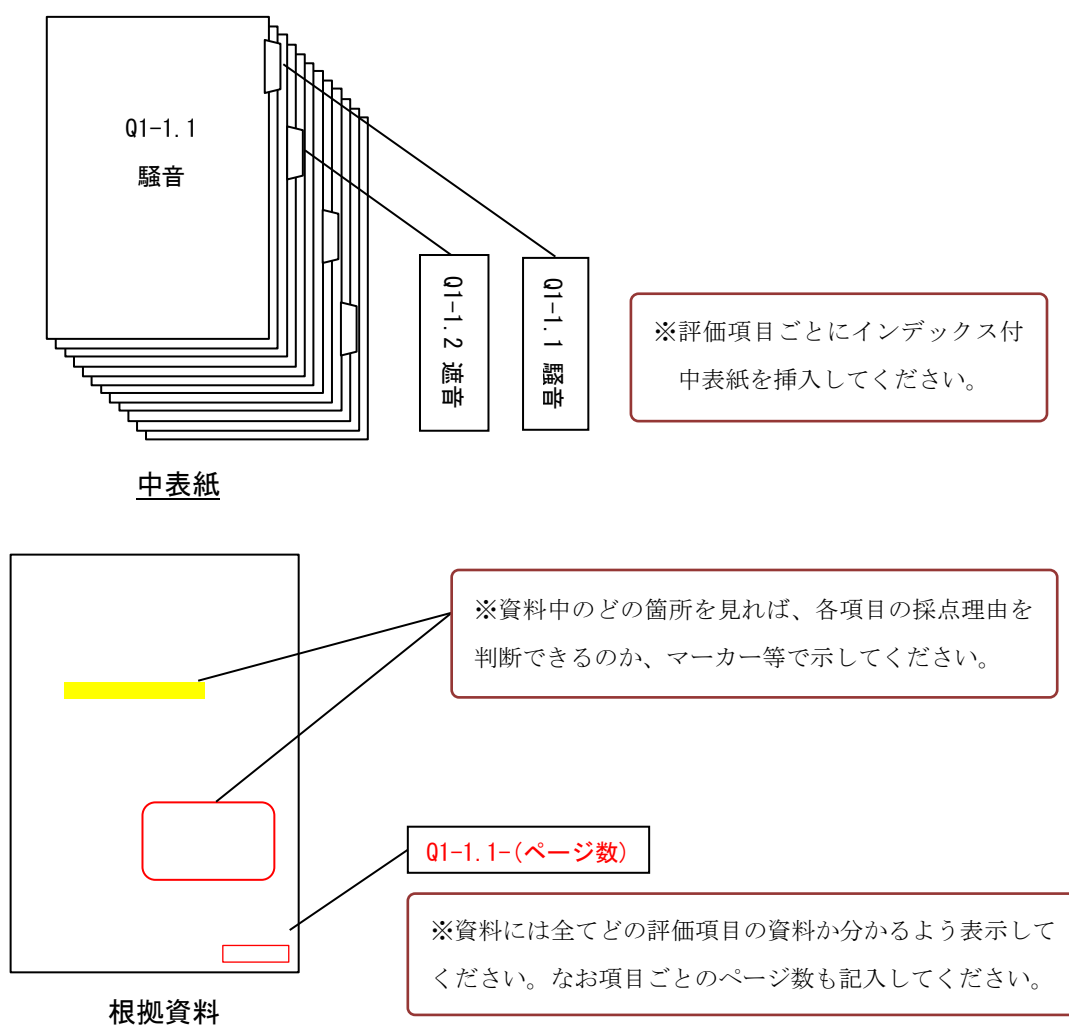
- ①申請図書はA4版のファイルに綴じてください。
- ②ファイルの背表紙に、建物の名称を記入し、ファイルが分冊となる場合は、分冊の番号（1/3、2/3…など）を記載してください。
- ③評価項目ごとにインデックス付中表紙を挿入し、資料の構成、添付箇所が分かるようにしてください。（図-1参照）

2) 申請図書の内容

| 申請図書 | | 備考 |
|------|-------------------------------------|--|
| 1 | CASBEE 評価認証申請書 (BVJ-第1号様式) | 正・副 計2部 |
| 2 | 委任状 | 代理人が申請手続きをする場合 |
| 3 | 資料全体の目次 | |
| 4 | 申請建物の全体概要を示す資料 | ①設計概要書 ②案内図、周辺図（建物配置、高さ、緑地等が分かるもの） ③平面図 ④立面図 ⑤断面図 ⑥パース ⑦計画地とその周辺が含まれたカラーの航空写真 （写真内に方位と計画地（完成予想図でも可）を書き入れたもの。） ⑧申請建物の仮想閉空間を示す資料 ⑨申請建物の評価対象範囲と建物用途を示す資料 ⑩その他参考資料（必要に応じて） |
| 6 | CASBEE 評価シート (CASBEE 評価ソフトの出力結果) | CASBEE 評価ソフトの以下の出力を添付して下さい。 ①メインシート ②評価結果表示シート ③スコアシート ④採点（解説）シート ⑤（付録シート） ⑥評価シートの電子データ（CD-R等） ※評価ソフトが最新バージョンであることを IBEC の |

| | | |
|---|-------------------------------|--|
| | | CASBEE ホームページでご確認ください。(バージョンは、メインシートの右上に表示されます。) |
| 7 | 評価項目ごとの考え方とその根拠を示す資料 (Q1~LR3) | <p>①原則として全ての評価項目について根拠資料が必要ですが、その項目における最低レベルを評価した場合等は提出不要です。</p> <p>②資料は、共通するものであっても、各評価項目ごとに重複して添付してください。</p> <p>③取り組み表による評価の場合には、表中の点数を入れた全ての項目に対する説明をそれぞれ記載し、資料を添付してください。</p> <p>④根拠資料で図面や仕様書等を提出する場合には、当該評価項目の関連箇所が図面等のどこに記載されているか認識できるように、マーカー等で図示してください。(図-1)</p> <p>また、必要に応じ図面等に説明を記述してください。</p> <p>⑤設計段階評価では、原則として設計図書に明記され採用されることが確定しているもののみ評価対象となります。</p> <p><根拠資料の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書 (工事名称を記入) 各評価項目に関係する図面、仕様書 (平面図、立面図、断面図、パース、仕上表、部材一覧 (リサイクル材明記)、設備仕様書、設備系統図、設備機器一覧等) ・省エネルギー計画書、性能評価書 ・近隣状況がわかる資料 ・エネルギー消費量実績資料 (CASBEE-既存の評価では必須) ・室内環境、地域環境実測・調査資料 ・カタログ、メーカー技術資料、性能データ |

図-1 根拠資料のまとめ方



7. 申請の取り下げ

申請者は CASBEE 評価認証書交付前であれば「CASBEE 評価認証申請取り下げ届」を提出することにより、申請を取り下げることができます。ただし、評価認証手数料はご負担いただくことになります。

8. お問い合わせ先

S

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
技術監査部 建築環境評価グループ
〒105-0004 東京都港区新橋 4-11-1 A-PLACE 新橋 5F
[TEL:03-6402-5977](tel:03-6402-5977)